離婚届にともなう手続き

離婚届にともない氏(姓)の変更や住所の異動、子の養育者変更等がある方は、下記の手続きが必要です。それぞれの受付窓口で手続きをしてください。

必要な手続きの項目	手続きの内容	お持ちいただくもの	庁舎 受付窓口	担当課
住所を異動する方	離婚にともない、住所を異動する方は住民 異動届が必要です。	担当へおたずねください。		
印鑑登録している方	登録している印鑑の氏名と離婚後の氏名が 違う場合は廃止されます。	新たに登録される方は担当へおたずねくださ い。	安来 市民課 - 広瀬 地域センター	市民課
個人番号カード 住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方	離婚にともない、カードの記載内容が変更 になる場合は手続きが必要です。	●お持ちのカード(暗証番号が必要です) ●本人確認書類 (写真なし住基カードの場合のみ)	伯太 地域センター	23-3083
国民健康保険(国保)に 加入している方	氏の変更、住所を異動する方はいずれも手 続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかる もの、来庁者の本人確認書類 ●国民健康保険被保険者証(現在のもの)		4.50
新規に国民健康保険 (国保)に加入される方	離婚と同時に国保へ新規に加入される場合 には手続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかる もの、来庁者の本人確認書類●健康保険の資格喪失が確認できるもの (資格喪失証明書等)	安来 市民課 広瀬 地域センター 伯太 地域センター	市民課 23-3087
国民年金の手続き	今まで配偶者の保険証の扶養になっていた 人は、第3号被保険者から第1号被保険者 への種別変更手続きが必要です。	●扶養除外の証明書		
子ども医療の養育者 変更手続き	離婚により養育者や健康保険証が変更にな る場合は手続きが必要です。	担当へおたずねください。	安来 市民課	市民課
福祉医療申請手続き	18歳未満又は高等学校3学年終了までの 児童を養育する父母及び児童が対象(所得 制限があります)となります。	●健康保険証	広瀬 地域センター 伯太 地域センター	23-3094
児童手当変更手続き	離婚等により養育者が変更になる場合は手 続きが必要です。	●児童手当を受給する方のマイナンバーのわかるものり●児童手当を受給する方の健康保険証●児童手当を受給する方の通帳(振込先のわかるもの)	広瀬 福祉課 (健康福祉センター) 安来 市民課 伯太 地域センター	福祉課 23-3248
児童扶養手当の申請	父母の離婚等によって父または母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に対し、所得状況に応じて手当を支給します。詳細は担当へおたずねください。		福祉課 (健康福祉 センター) でのみ モ结まが可能です	
特別児童扶養手当の申請	手続きが必要な場合がありますので、詳細は	担当へおたずねください。	- 手続きが可能です	福祉課 23-3216